

医療法人設立に関する疑義について

(昭和 25 年 9 月 26 日)

(医発第 615 号)

(各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)

医療法人の設立認可の申請に際し、その開設しようとする病院(診療所)の土地、建物を賃借によつて行いたい旨の申請のある場合、その設立を認可することの可否について疑義があるようであるが、法第 41 条の資産要件の解釈に当つては、左記事項御了知の上、然るべく指導相成りたい。

記

医療法人の土地、建物は法人自体の資産であることが望ましいが、賃貸借契約が確実なものであり、相当期間に亘り医療法人の業務の継続に支障を及ぼす虞がないと認められる場合には、その設立を認可して差し支ない。

但し、この場合においても、法人の当事者としては一定期間をおいて法人が買取り得るようにする等、なるべく法人自体の財産とするような措置を講ずることが望ましい。